

芸備線再構築協議会第5回幹事会 広島県意見

議事（1）：芸備線再構築協議会幹事会規約の変更

【議事：承認】

（意見なし）

議事（2）：令和7年度実証事業（実証事業A）の実施

【議事：条件付きで承認】

- ・ 実証事業Aは、住民の理解と納得を得ながら進めることが重要であり、取組の周知から定着に一定の時間を要することや、春夏秋冬の移動需要の変化を踏まえる必要があるが、ダイヤの増便は、事業の目的である芸備線の可能性を最大限追求するためのベースとなるものである。
- ・ このため、次のことを条件に承認する。
ダイヤの増便が1年間実施されるよう仕様書に明記すること。諸般の状況により、現時点で、今年度その実施が困難な場合には、引き続き、実現するよう調整を行うこと。
- ・ なお、その結果、ダイヤの増便を土台とした1年間の実証期間が確保できない場合には、改めて、実質的に1年間の取組がなされるよう調整を行うこと。

議事（3）：令和7年度調査事業（より専門的な分析等）の実施

【議事：承認】

（意見なし）

議事（4）：令和6年度芸備線再構築協議会決算・令和7年度芸備線再構築協議会予算の変更 ※承認を求めない議事

（意見なし）

議事（5）：芸備線再構築協議会全体スケジュール ※承認を求めない議事

- ・ 「全国的な鉄道ネットワークのあり方」の整理が資料上、明記されていないが、この「全国的な鉄道ネットワークのあり方」の整理は、芸備線再構築協議会の議論の前提となるものであるため、実証事業Bに入るまでに整理すること。
- ・ 今回、事務局案として提示されたスケジュール案については、各構成員に対して、令和7年1月に示されたスケジュールからの変更理由などが明らかにされていないが、スケジュールの変更にあたっては、すべての構成員の理解と同意を得た上で見直しを行うこと。
- ・ 実証事業Aの開始時期が遅れている状況にある中、実証事業Aと実証事業Bを並行して進める案が示されているが、地元の理解を得ながら、一つ一つ丁寧に取組の状況やその結果などを整理しつつ進めることが重要であるため、実証事業Aを経て、実証事業Bに着手することが必要と考える。また、実証事業の取組や手続をスケジュールありきで進めることがないよう留意すること。